

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（附則第六条関係）	57
○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）（附則第七条関係）	58

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第六条の二十二の十三</u>）</p> <p>第二章～第四章 略</p> <p>第五章 雑則（<u>第五十八条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（過誤納金等の充当適状）</p> <p>第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項においてその例による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をすることに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。</p> <p>一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第六条の二十二</u>）</p> <p>第二章～第四章 略</p> <p>第五章 雑則（<u>第五十八条―第六十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（過誤納金等の充当適状）</p> <p>第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において <u>例</u>による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をすることに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。</p> <p>一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税</p>

その納付又は納入の告知書を発した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時）

二〇七 略

2 前項の規定は、法第七十三条の二第九項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第二百五条第七項（法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三十第二項、第四百七十七条第三項又は第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による充當について準用する。

（課税標準額及び税額の端数計算の特例）

第六条の十七 法第二十条の四の二第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一〇三 略

四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

2 法第二十条の四の二第三項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一〇五 略

六 軽油引取税

七 略

その納付又は納入の告知書を発した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時とする。）

二〇七 略

2 前項の規定は、法第七十三条の二第八項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第二百五条第七項（法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三十第二項、第四百七十七条第三項又は第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による充當について準用する。

（課税標準額及び税額の端数計算の特例）

第六条の十七 法第二十条の四の二第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一〇三 略

四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税で条例で指定するもの

2 法第二十条の四の二第三項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一〇五 略

六 略

八 略

九 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

(総務省令への委任)

第六条の二十二 第二条から前条まで及び次条から第六条の二十二の十三までに定めるもののほか、法第九条から第二十条の十一まで及び第一章第十六節の規定並びに第二条から前条まで及び次条から第六条の二十二の十三までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(領置物件等の封印等)

第六条の二十二の二 当該徴税吏員(法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章において同じ。)は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え(法第二十二條の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この章において同じ。)をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項等)

第六条の二十二の三 法第二十二條の四第四項に規定する許可状(以下この条において「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載し

七 軽油引取税

八 略

九 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税で条例で指定するもの

(総務省令への委任)

第六条の二十二 第二条から前条まで
に定めるもののほか、法第九条から第二十条の十一まで及び
第二条から前条まで
の規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に關し
必要な事項は、総務省令で定める。

た書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六号及び第六條の二十二の七第二項において同じ。）及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者
- 四 請求者の官職氏名
- 五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 六 法第二十二條の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由
- 2 当該徴税吏員は、参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合には、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。
- 3 当該徴税吏員は、郵便物、法第二十條第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して

発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件(法第二十二條の三第一項に規定する犯則事件をいう。第六條の二十二の十三において同じ。)に係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(間接地方税の範囲)

第六條の二十二の四 法第二十二條の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 道府県たばこ税
- 二 ゴルフ場利用税
- 三 軽油引取税
- 四 市町村たばこ税
- 五 入湯税
- 六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

(領置目録等の記載事項)

第六條の二十二の五 当該徴税吏員は、法第二十二條の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録に、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(領置物件等の処置)

第六条の二十二の六 当該徴税吏員は、法第二十二條の十六第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他当該徴税吏員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならぬ。

2 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件（以下この條及び第六條の二十二の十二において「領置物件等」という。）を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならぬ。

一 公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量

二 公売の日時、場所、方法及び事由

三 買受代金の納付の期限

四 保証金に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3 法第二十二條の十六第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五章第三節第二款（第九十六條を除く。）の規定の例による。

4 法第二十二條の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、徴税吏員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

5 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている

所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

(還付の公告等)

第六条の二十二の七 法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第二十二條の十七第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この項において「還付物件」という。）を還付することができない旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、還付物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨

2 法第二十二條の十八第二項において準用する法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第二十二條の十八第一項に規定する記録媒体（以下この項において「交付等物件」という。）を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることができない旨

二 交付等物件の品名及び数量

三 差押えの年月日及び場所

四 差押えを受けた者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても法第二十二條の十八第一項の規定に

よる交付又は複写の請求がないときは、交付等物件を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写をさせることを要しない旨

（鑑定に係る許可状請求書の記載事項）

第六條の二十二の八 法第二十二條の十九第四項に規定する許可状（第六

号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 破壊すべき物件
- 四 鑑定人の氏名及び職業
- 五 請求者の官職氏名
- 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

（夜間執行の制限を受けない地方税）

第六條の二十二の九 法第二十二條の二十第一項ただし書に規定する政令

で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 ゴルフ場利用税
- 二 軽油引取税
- 三 入湯税
- 四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税

であつて、条例で指定するもの

(調書の記載事項)

第六條の二十二の十 当該徴税吏員は、法第二十二條の二十四各項に規定する調書に、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

(通告の方法等)

第六條の二十二の十一 法第二十二條の二十八第一項の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして総務省令で定めるものの方法により法第二十二條の二十八第一項に規定する書面を送達して行ふ。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2 前項の書面には、法第二十二條の二十八第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第二十二條の二十八第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定

による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第二十二條の二十八第一項に規定する没収に該当する物件が当該徴税吏員又は法第二十二條の十六第一項の規定により当該徴税吏員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合には、法第二十二條の二十八第一項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の供託書の交付)

第六條の二十二の十二 地方団体の長は、法第二十二條の三十一の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第二十二條の十六第二項の規定により供託した金銭があるときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に交付しなければならない。

(書類の作成要領)

第六條の二十二の十三 犯則事件の調査及び処分に関する書類(法第二十二條の四第一項若しくは第三項、第二十二條の五第一項若しくは第二項又は第二十二條の十九第四項の許可状の請求に関する書類を除く。)には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならぬ。ただし、削つた部分は、これを読むことができず、字を消すように字体を残さなければならぬ。

(障害者の範囲)

第七条 法第二十三条第一項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 七 略

(寡婦の範囲)

第七条の二 略

2 法第二十三条第一項第十一号イに規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第七条の十五の三までにおいて「前年」という。）の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

(寡夫の範囲)

第七条の三 略

(障害者の範囲)

第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 七 略

(寡婦の範囲)

第七条の二 略

2 法第二十三条第一項第十一号イに規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

(寡夫の範囲)

第七条の三 略

2 法第二十三条第一項第十二号に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

（二以上の納税義務者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第七条の三の三 法第二十三条第二項の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、法第四十五条の二第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、法第三百七条の六第一項又は第四項の規定により、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において法第四十五条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において法第二十三条第一項第五号に掲げる給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（法第四十五条の二第二項の規定により、同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。以下この項及び次条第一項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）にあつては当該給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の同

2 法第二十三条第一項第十二号に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

（二以上の納税義務者がある場合の控除対象配偶者の所属）

第七条の三の三 法第二十三条第二項の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する控除対象配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、法第四十五条の二第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、法第三百七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において法第四十五条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において法第二十三条第一項第五号に掲げる給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（法第四十五条の二第二項の規定によつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。以下この項及び次条第一項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）にあつては当該給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令の定めるところによつて、自己の控

一生計配偶者又は扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が同一生計配偶者又は扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である道府県民税の納税義務者の同一生計配偶者とする。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第七条の五 法第三十二条第三項又は第四項の所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で専ら当該納税義務者の経営する事業に従事するものとは、その年を通じて六月を超える期間当該納税義務者の経営する所得税法第五十六条に規定する事業に専ら従事する者をいう。ただし、法第三十二条第三項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に従事することができる認められる期間を通じてその二分の一に相当する期間を超える期間当該事業に専ら従事すれば足りるものとする。

一及び二 略

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の事業に従事していても、その該当する者である期間は、当該事業に専ら従事する者に該当しないものとする。

除対象配偶者又は扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が控除対象配偶者又は扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定によつて控除対象配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である道府県民税の納税義務者の控除対象配偶者とする。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第七条の五 法第三十二条第三項又は第四項の所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で専ら当該納税義務者の経営する事業に従事するものとは、その年を通じて六月をこえる期間当該納税義務者の経営する所得税法第五十六条に規定する事業に専ら従事する者をいう。ただし、法第三十二条第三項の場合にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に従事することができる認められる期間を通じてその二分の一に相当する期間をこえる期間当該事業に専ら従事すれば足りるものとする。

一及び二 略

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者は、同項の事業に従事していても、その該当する者である期間は、当該事業に専ら従事する者に該当しないものとする。

一〇三 略

3 法第三十二条第三項に規定する政令で定める理由は、前年分の所得税につき同項に規定する青色事業専従者を所得税法第二条第一項第三十三号の同一生計配偶者又は同項第三十四号の扶養親族としたこととする。

(雑損控除額の控除の適用を認められる親族の範囲)

第七条の十三 略

2 前項に規定する親族と生計を一にする所得割の納税義務者が二人以上ある場合における法第三十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該親族は、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの納税義務者の親族に該当するかについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする。

一 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合 その者を自己の同一生計配偶者又は扶養親族としている所得割の納税義務者

二 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者

イ その親族が配偶者に該当する場合 その夫又は妻である所得割の納税義務者

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合 これらの納税義務者のうち前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金

一〇三 略

3 法第三十二条第三項に規定する政令で定める理由は、前年分の所得税につき同項に規定する青色事業専従者を所得税法第二条第一項第三十三号の控除対象配偶者又は同項第三十四号の扶養親族としたこととする。

(雑損控除額の控除の適用を認められる親族の範囲)

第七条の十三 略

2 前項に規定する親族と生計を一にする所得割の納税義務者が二人以上ある場合における法第三十四条第一項第一号の規定の適用については、当該親族は、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの納税義務者の親族に該当するかについては、次に定めるところによる。

一 その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、その者を自己の控除対象配偶者又は扶養親族としている所得割の納税義務者の親族とする。

二 その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合には、次に定めるところによる。

イ その親族が配偶者に該当する場合には、その夫又は妻である所得割の納税義務者の親族とする。

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合には、これらの納税義務者のうち前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金

額及び山林所得金額の合計額が最も大きいもの

(新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額)

第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等(当該新生命保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等(当該介護医療保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並び

額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの親族とする。

(新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額)

第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等(当該新生命保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等(当該介護医療保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並び

に当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（年金給付契約の対象となる契約の範囲）

第七条の十五の十二 法第三十四条第八項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

に当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（年金給付契約の対象となる契約の範囲）

第七条の十五の十二 法第三十四条第八項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一及び二 略

三 法第三十四条第八項第一号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七条の十五の十第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容（法第三十四条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 略

（所得割の納税義務者が再婚した場合における同一生計配偶者等の特例）

第七条の十六 法第三十四条第十一項の場合において、同項の納税義務者の同一生計配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当する者は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

（外国の所得税等の額の控除）

第七条の十九 略

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（当該年において同法第二条第一項

一及び二 略

三 法第三十四条第八項第一号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七条の十五の十第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容（法第三十四条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 略

（所得割の納税義務者が再婚した場合における控除対象配偶者等の特例）

第七条の十六 法第三十四条第十一項の場合において、同項の納税義務者の控除対象配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当する者は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

（外国の所得税等の額の控除）

第七条の十九 略

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（当該年において同法第二条第一項

第五号に規定する非居住者（以下この項及び第四項において「非居住者」という。）であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法施行令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除限度額。以下この条及び第四十八条の九の二において「国税の控除限度額」という。）及び次項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に非居住者であつた年において課されたものを除く。）の額のうち同法第九十五条及び第六十五条の六の規定並びに法第三十七条の三及び第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三十七条の三の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三十七条の三の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十二（所得割の納税義務者

第五号に規定する非居住者（以下この項及び第四項において「非居住者」という。）であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除限度額。以下この条及び第四十八条の九の二において「国税の控除限度額」という。）及び次項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この項及び第四項において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（当該年の前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に非居住者であつた年において課されたものを除く。）の額のうち同法第九十五条及び第六十五条の六の規定並びに法第三十七条の三及び第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三十七条の三の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三十七条の三の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十二（所得割の納税義務者

が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の六）を乗じて計算する。

4 略

5 | 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した同項に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、当該道府県民税の控除余裕額）を加算した額とする。

6 | 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第四項の規定により計算した同項に規定する市町村民税の控除余裕額が当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項

が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市
の区域
内に住所を有する場合には、百分の六）を乗じて計算する。

4 略

の規定により計算した額に当該超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

7| 略

8| 所得割の納税義務者の当該年度の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかった額でこれらの各年度の所得割について控除されなかった部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

9| 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）に限り適用するものとし、法第三十七条の三の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は

、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5| 略

6| 所得割の納税義務者の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前年度以前の年度の所得割について控除されなかった部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

7| 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）に限り適用する。この場合において、法第三十七条の三の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等)

第八条 市町村が法第四十二条第三項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下この条において同じ。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村(以下この条において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。)の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合(以下この条において「按分率」という。)で按分して算定した額とする。

2 略

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下この条において「最初の納期限の月」という。)の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税(法第五十条の二の規定に

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等)

第八条 市町村が法第四十二条第三項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下この条において同じ。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村(以下この条において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。)の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合(以下この条において「按分率」という。)によつて按分して算定した額とする。

2 略

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下この条において「最初の納期限の月」という。)の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税(法第五十条の二の規定に

より課する所得割を除く。)の課税額の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税(法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。)の課税額の合計額との割合(次項において「特定按分率」という。)によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額(法第四十八条第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第十一項において同じ。))の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。)との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4 前項の場合において、最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなつた場合には、当該著しい変動を生ずることとなつた月の末日現在において算定した特定按分率により、当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5
略

より課する所得割を除く。)の課税額の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税(法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。)の課税額の合計額との割合(次項において「特定按分率」という。)によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額(法第四十八条第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第七項において同じ。))の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。)との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4 前項の場合において、最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなつた場合には、当該著しい変動を生ずることとなつた月の末日現在において算定した特定按分率によつて当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5
略

6 指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部から指定都市の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。第一号において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、前各項の規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合における第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（

賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額と指定都市が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額との割合

7 | 移行日が同一の計算期間（毎年四月二日から翌年四月一日までの期間をいう。第九項において同じ。）内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市）」とあるのは「（同一の次項に規定する計算期間内の移行日（指定都市）」と、「日（）」とあるのは「日（）」と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。」のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

8 | 指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう

。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。第一号において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）との合算額（督促手数料

及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市以外の市町村が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額と指定都市以外の市町村が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額との割合

9 移行日が同一の計算期間内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「(指定都市」とあるのは「(同一の前項に規定する計算期間内の移行日(指定都市」と、「日」とあるのは「日をいう。」と、「移行日」という。」とあるのは「同じ。」のうち最も早い日」と、「翌年度(移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度)」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

10 道府県が法第四十八条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、当該個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率により算定した額とする。

11 略

(貨物割に係る犯則事件の調査及び処分の特例)

第三十五条の十五 貨物割に関する犯則事件については、第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にかかわらず、税関長又は税

6 道府県が法第四十八条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、当該個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率により算定した額とする。

7 略

(貨物割に係る犯則取締りの特例)

第三十五条の十五 貨物割に関する犯則事件については、
、税関長又は税

関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署

の当該職員とみなして、国税通則法施行令第十章（第四十六条を除く。

）の規定

を適用する。この場合にお

いて、同令第五十一条第一号中「課される消費税」とあるのは、「課さ

れる消費税及び地方消費税の貨物割」とする。

（法第七十三条の二第十二項の契約の効力が発生した日）

第三十六条の二の三 法第七十三条の二第十二項に規定する契約の効力が発生した日として政令で定める日は、同項の契約に基づき同項に規定する保留地予定地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日とする。

（仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等）

第三十九条の八 法第七十三条の二第十一項に規定する土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより、同項に規定する仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得について法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三条の十

土地に

土地に対応する第七十三条の二

関職員を国税局長若しくは税務署長又は収税官吏

とみなして、国税犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第

五十二号）の規定（第一条の規定を除く。）を適用する。この場合にお

いて、同令第七条ノ二第一号中「消費税」とあるのは、「消費

税及地方消費税ノ貨物割」とする。

（法第七十三条の二第十一項の契約の効力が発生した日）

第三十六条の二の三 法第七十三条の二第十一項に規定する契約の効力が発生した日として政令で定める日は、同項の契約に基づき同項の保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができることとなった日とする。

（仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等）

第三十九条の八 法第七十三条の二第十項に規定する土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて同項に規定する仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得について法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第七十三条の

当該土地に隣接

当該土地に対応する第七十三条

五の二第二項			第十一項に規定する仮換地等（第七十三條の二十四及び第七十三條の二十八第一項において「仮換地等」という。）に
第七十三條の二 第十四第一項	額に当該土地	額に当該土地に 対応する仮換地 等	
第七十三條の二 第十四第一項第一 号	の上	に 対応する仮換地等の上	
第七十三條の二 第十四第二項	額に当該土地	額に当該土地に 対応する仮換地 等	
第七十三條の二 第十四第二項第一 号	の上	に 対応する仮換地等の上	
第七十三條の二 第十四第三項及び 第四項	土地に	土地に 対応する仮換地等 に	
第七十三條の二 第十八第一項	その譲渡する住 宅の用に供する 土地で	土地でそれ に対応する仮換地等 がその譲渡する住宅の用に供さ れるものうち	
	の上	に 対応する仮換地等の上	

十五の二第二項	する土地	の二第二十項に規定する仮換地等（第七十三條の二十四及び第七十三條の二十八第一項において「仮換地等」という。）に隣接する土地
法第七十三條の二 二十四第一項各 号列記以外の部 分及び同項第一 号並びに同条第 二項各号列記以 外の部分及び同 項第一号	当該土地の上 に	当該土地に 対応する仮換地等 の上
法第七十三條の二 二十四第三項	当該土地に隣接 する土地	当該土地に 対応する仮換地等 に隣接する土地
法第七十三條の二 二十四第四項	その土地に隣接 する土地	その土地に 対応する仮換地等 に隣接する土地
法第七十三條の二 二十八第一項	その譲渡する住 宅の用に供する 土地で	土地でそれ に対応する仮換地等 がその譲渡する住宅の用に供さ れるものうち
	当該土地の上 に	当該土地に 対応する仮換地等 の上

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第三十九条の十一 法第七十四条の十第三項に規定する製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 イに掲げる本数が、二万本にロに掲げる数を乗じて得た本数以下であること。

イ 最近の十二箇月において、当該卸売販売業者等（法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この節において同じ。）が、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その者に卸売販売用として売り渡すものを除く。）並びに卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売り渡し、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をした製造たばこの本数の合計数

ロ 略

二及び三 略

四 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項

の規定により通告処分

を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。

五 略

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第三十九条の十一 法第七十四条の十第三項に規定する製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 イに掲げる本数が、二万本にロに掲げる数を乗じて得た本数以下であること。

イ 最近の十二箇月において、当該卸売販売業者等（法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この節において同じ。）が、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その者に卸売販売用として売り渡すものを除く。）並びに卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売り渡し、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をした製造たばこの本数の合計数

ロ 略

二及び三 略

四 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の

規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）

を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。

五 略

(法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

第四十三条の七 法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件

は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 略

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 略

ロ 法第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ）及び第四十三条の九において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ハ 略

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分

(法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

第四十三条の七 法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件

は、次の各号のすべてに 該当することとする。

一 略

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 略

ロ 法第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十三条の九において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ハ 略

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）（科料に相当する金額に係る通告処分を除く

を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 略

(法第四百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の八 法第四百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五 略

六 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと(元売業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

七 十一 略

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項

の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三 略

を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 略

(法第四百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の八 法第四百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五 略

六 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと(元売業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

七 十一 略

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第四百四十四条の五十四において準用す

る国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三 略

十四 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしなかつたこと。

(法第四百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三条の九 法第四百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五 略

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第五百七条第一項、関税法第三百八条第一項(とん税法第十四条及び特別とん税法第十二条において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 略

(法第四百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第四十三条の十 法第四百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

十四 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。

(法第四百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三条の九 法第四百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五 略

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(法において準用する場合を含む。)若しくは関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)の()の処分(料料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 略

(法第四百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第四十三条の十 法第四百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一〇四 略

五 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合（仮特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

六〇十 略

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項

の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

（法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件）

第四十三条の十二 法第百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一〇四 略

五 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁を

一〇四 略

五 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合（仮特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

六〇十 略

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

（法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件）

第四十三条の十二 法第百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一〇四 略

五 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁を

した場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六〇十略

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項

の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二略

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四條の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしなかつたこと。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四十三條の十五 法第四百四十四條の二十一第一項に規定する免税軽油使用者(以下この条において「免税軽油使用者」という。)は、法第四百四十四條の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証(以下この条において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けようとする場合には、法第四百四十四條の二十一第一項に規定する免税軽油(以下この条において「免税軽油」という。)の用途、当該用途に係る機械又は設備(以下この条において「免税機械等」という。)の明細その他総務省令

した場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六〇十略

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第四百四十四條の五十四において準用する国稅犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二略

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四條の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四十三條の十五 法第四百四十四條の二十一第一項に規定する免税軽油使用者(以下この条において「免税軽油使用者」という。)は、法第四百四十四條の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証(以下この条において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けようとする場合には、法第四百四十四條の二十一第一項に規定する免税軽油(以下この条において「免税軽油」という。)の用途、当該用途に係る機械又は設備(以下この条において「免税機械等」という。)の明細その他総務省令

で定める事項を記載した申請書に、第十五項第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。

2～6 略

7 免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証（以下この条及び第四十三条の十七において「免税証」という。）の交付を受けようとする場合には、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

8～12 略

13 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合には、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、この限りでない。

14 略

15 法第四百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一及び二 略

で定める事項を記載した申請書に、第十五項第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。

2～6 略

7 免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証（以下この条及び第四十三条の十七において「免税証」という。）の交付を受けようとする場合には、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

8～12 略

13 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合には、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、この限りでない。

14 略

15 法第四百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一及び二 略

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項（とん税法第十四条及び特別とん税法第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 略

五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

16 法第百四十四條の二十一第六項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一及び二 略

三 前二号に掲げるときのほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

17 略

(障害者の範囲)

第四十六條 法第二百九十二條第一項第十号に規定する政令で定める者は、第七條に規定する者とする。

(寡婦の範囲)

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 略

五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

16 法第百四十四條の二十一第六項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一及び二 略

三 前二号に掲げるときのほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

17 略

(障害者の範囲)

第四十六條 法第二百九十二條第一項第九号に規定する政令で定める者は、第七條に規定する者とする。

(寡婦の範囲)

第四十六条の二 略

2 法第二百九十二条第一項第十一号イに規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。）の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

（寡夫の範囲）

第四十六条の二の二 略

2 法第二百九十二条第一項第十二号に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

（二以上の納税義務者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第四十六条の三 法第二百九十二条第二項の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、法第三百十七條の二第一項の申告書を提出する義務を有する

第四十六条の二 略

2 法第二百九十二条第一項第十一号イに規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

（寡夫の範囲）

第四十六条の二の二 略

2 法第二百九十二条第一項第十二号に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下であるものとする。

（二以上の納税義務者がある場合の控除対象配偶者の所属）

第四十六条の三 法第二百九十二条第二項の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する控除対象配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、法第三百十七條の二第一項の申告書を提出する義務を有する

者にあつては当該申告書、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において法第三百十七条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において法第二百九十二条第一項第五号に掲げる給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（法第三百十七条の二第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。以下この項及び次条第一項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）にあつては当該給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の同一生計配偶者又は扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が同一生計配偶者又は扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である市町村民税の納税義務者の同一生計配偶者とする。

（法第二百九十五条第三項の） 政令で定める基準）

者にあつては当該申告書、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において法第三百十七条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において法第二百九十二条第一項第五号に掲げる給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（法第三百十七条の二第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。以下この項及び次条第一項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）にあつては当該給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところによつて、自己の控除対象配偶者又は扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が控除対象配偶者又は扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定によつて控除対象配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である市町村民税の納税義務者の控除対象配偶者とする。

（法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準）

第四十七条の三 法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二百九十五条第三項の市町村の条例で定める金額は、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。
- 二及び三 略

(所得控除の細目)

第四十八条の六 略

- 2 前項に規定する親族と生計を一にする所得割の納税義務者が二人以上ある場合における法第三百十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該親族は、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの納税義務者の親族に該当するかについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする。
 - 一 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合 その者を自己の同一生計配偶者又は扶養親族としている所得割の納税義務者
 - 二 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割

第四十七条の三 法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市町村の条例で定める金額は、法第二百九十五条第三項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。
- 二及び三 略

(所得控除の細目)

第四十八条の六 略

- 2 前項に規定する親族と生計を一にする所得割の納税義務者が二人以上ある場合における法第三百十四条の二第一項第一号の規定の適用については、当該親族は、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの納税義務者の親族に該当するかについては、次に定めるところによる。
 - 一 その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、その者を自己の控除対象配偶者又は扶養親族としている所得割の納税義務者の親族とする。
 - 二 その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合には、次に定めるところによる。

の納税義務者

イ その親族が配偶者に該当する場合 その 夫又は妻である所得
割の納税義務者

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合 これらの 納税
義務者のうち前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金
額及び山林所得金額の合計額が最も大きいもの

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第

一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた
損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定
する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第
七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約
等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同
号イ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、
同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算
した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定
めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同
号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は
同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定
は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料
又は掛金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句に読み替えるものとする。

イ その親族が配偶者に該当する場合には、その夫又は妻である所得
割の納税義務者の親族とする。

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合には、これらの納税
義務者のうち前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得
金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの親族とする。

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第

一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた
損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定
する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第
七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約
等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同
号イ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、
同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算
した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定
めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同
号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は
同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定
は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料
又は掛金について 準用する。この場合において、第七条の十
五中「法第三百十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二
第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法

第七條の十五 の五第二号	第七條の十五 の五第二号	第七條の十五 の五第二号	第七條の十五 の四第二号	第七條の十五 の四第一号	第七條の十五 の三第三項	第七條の十五 の三第二項	第七條の十五 の三第一項	第七條の十五 の二各号	第七條の十五 第二号	第七條の十五 第一号	第七條の十五 第一号
第三十四條第八 項第一号イ	第三十四條第八 項第一号ハ	第三十四條第八 項第一号イ	第三十四條第八 項第三号	第三十四條第一 項第五号ロ	第三十四條第一 号	同条第八項第三 号	同条第八項第一 号	第三十四條第八 項第二号ニ	第三十四條第八 項第一号ハ	第三十四條第八 項第一号イ	第三十四條第八 項第一号イ
第三百十四條の二第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第一号ハ	第三百十四條の二第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第三号	第三百十四條の二第一項第五号ロ	第三百十四條の二第八項第四号	法第三百十四條の二第八項第三号	法第三百十四條の二第八項第一号	第三百十四條の二第八項第二号ニ	第三百十四條の二第八項第一号ハ	第三百十四條の二第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第一号イ
第三十四條第一 項第五号の三	第三百十四條の二第一項第五号の 三										

第三百十四條の二第八項第一号ハ」と、第七條の十五の二中「法第三十
四條第八項第二号ニ」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第二号ニ
」と、第七條の十五の四中「法第三十四條第一項第五号ロ」とあるのは
「法第三百十四條の二第一項第五号ロ」と、「法第三十四條第八項第三
号」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第三号」と、第七條の十五
の五中「法第三十四條第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四條の
二第八項第一号イ」と、「法第三十四條第八項第一号ハ」とあるのは「
法第三百十四條の二第八項第一号ハ」と、第七條の十五の六中「法第三
十四條第一項第五号の三」とあるのは「法第三百十四條の二第一項第五
号の三」と読み替えるものとする。

3 第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五の九第四項	同項第一号ハ	法第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の十二第一号	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
第七条の十五の十二第二号	第三十四条第八項第一号ロ	第三百十四条の二第八項第一号ロ
第七条の十五の十二第三号	第三十四条第八項第一号ハ	第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の十三	同項第四号イ	法第三百十四条の二第八項第四号イ

4 略

5 第七条の十六の規定は、法第三百十四条の二第十一項の場合における同項の死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者の範囲について準用する

3 第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について、それぞれ準用する。この場合において、第七條の十五の十二中「法第三百十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三百十四条第八項第一号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」と、「法第三百十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、「法第三百十四条第一項第五号ハ」と読み替えるものとする。

4 略

5 第七条の十六の規定は、法第三百十四条の二第十一項の場合における同項の死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者の範囲について準用する

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 略

- 2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条 において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた年において課されたものを除く。）の額のうち同法第九十五条及び第六十五条の六の規定並びに法第三十七条の三及び第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該超える部分の額は、同条の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 略

- 4 法第三百十四条の八の規定により外国の所得税等の額を控除する場合

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 略

- 2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この項及び第五項において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（当該年の前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた年において課されたものを除く。）の額のうち同法第九十五条及び第六十五条の六の規定並びに法第三十七条の三及び第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該超える部分の額は、同条の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 略

- 4 法第三百十四条の八の規定により外国の所得税等の額を控除する場合

における限度額は、国税の控除限度額に百分の十八（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第六項及び第七項において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二十四）を乗じて計算する。

5
略

6 | 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余裕額は、第七条の十九第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の前項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した前項に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、当該道府県民税の控除余裕額）を加算した額とする。

7 | 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第七条の十九第四項の規定により計算した第五項に規定する市町村民税の控除余裕額が当該前年以前三年内の各年の国税の控

における限度額は、国税の控除限度額に百分の十八（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第六項及び第七項において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二十四）を乗じて計算する。

5
略

除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の第五項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

8| 略

9| 所得割の納税義務者の当該年度の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかつた額でこれらの各年度¹⁰の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

10| 法第三百十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三百七条の二第一項の規定による申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）に限り適用するものとし、¹¹法第三百十四条の八の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は

、当該明細書に当該計算の基礎となる金

6| 略

7| 所得割の納税義務者の¹²前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

8| 法第三百十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三百七条の二第一項の規定による申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）に限り、¹³適用する。この場合において、法第三百十四条の八の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該計算の基礎となる金

額として記載された金額を限度とする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法第五百九十三条第二項の土地の取得等)

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

一 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十一項の規定により同項に規定する仮換地等(以下この号及び次項第二号において「仮換地等」という。)である土地の取得又は所有とみなされる場合における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得

二 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十二項の規定により同項に規定する政令で定める日においてされたものとみなされる同項に規定する保留地予定地等(次項第三号において「保留地予定地等」という。)である土地の取得

三 法第五百八十五条第六項において準用する法第三百四十三条第七項の規定により土地の取得とみなされる同項に規定する埋立地等(次項第四号において「埋立地等」という。)の使用の開始

四 九 略

2 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

額として記載された金額を限度とする。

(法第五百九十三条第二項の土地の取得等)

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

一 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十項の規定により同項に規定する仮換地等(以下この号及び次項第二号において「仮換地等」という。)である土地の取得又は所有とみなされる場合における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得

二 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十一項の規定により同項に規定する政令で定める日においてされたものとみなされる同項に規定する保留地予定地等(次項第三号において「保留地予定地等」という。)である土地の取得

三 法第五百八十五条第六項において準用する法第三百四十三条第七項の規定により土地の取得とみなされる埋立地等(次項第四号において「埋立地等」という。)の使用の開始

四 九 略

2 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

三 土地でその取得が前項第二号に掲げる取得に該当するもの 当該保
留地予定地等である土地について法第五百八十五条第五項において準
用する法第七十三条の二第十二項に規定する契約に係る当該土地の使
用又は収益等に係る権利を取得するために要した費用の額
四〇十 略

(法第七百一条の三十四第三項第二十五号の施設)

第五十六条の四十の二 法第七百一条の三十四第三項第二十五号に規定す
る政令で定める施設は、民間事業者による信書の送達に関する法律

第二条第六項に規定する一般信書便事業者が
その本来の事業の用に供する施設のうち信書便物(同条第三項に規定す
る信書便物をいう。以下この条及び第五十六条の六十六において同じ。
)の引受け及び配達のために供する施設その他信書便物の送達のために供す
る施設で総務省令で定めるものとする。

三 土地でその取得が前項第二号に掲げる取得に該当するもの 当該保
留地予定地である土地について法第五百八十五条第五項において準
用する法第七十三条の二第十一項に規定する契約に係る当該土地の使
用又は収益等に係る権利を取得するために要した費用の額
四〇十 略

(法第七百一条の三十四第三項第二十五号の施設)

第五十六条の四十の二 法第七百一条の三十四第三項第二十五号に規定す
る政令で定める施設は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平
成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者が
その本来の事業の用に供する施設のうち信書便物(同条第三項に規定す
る信書便物をいう。以下この条及び第五十六条の六十六において同じ。
)の引受け及び配達のために供する施設その他信書便物の送達のために供す
る施設で総務省令で定めるものとする。

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十九条 法第七十一条、第七十二条の七十三、第七十三条の四十一、
第七十四条の三十、第九十七条、第三百三十九条、第四百四十四条の五十四
、第七百七十四条、第二百五条、第三百三十六條、第四百三十七條、第四
百八十五条の六、第五百四十六條、第六百十六條、第七百一条の二十三
、第七百一条の六十八及び第七百四十六條第一項に規定する地方税に関
する犯則事件については、国税犯則取締法施行規則の規定(第一条及び
第七条ノ二の規定を除く。)を準用する。

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 略

255 略

6 道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年

(以下この条から附則第十八条の六まで並びに附則第十八条の七及び第十八条の七の二において「前年」という。)の所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第三十二条第八項若しくは第九項の規定による控除が行われる場合には、まず同条第二項の規定による所得税法第六十九条の規定の例による控除並びに法第三十二条第八項及び第九項(純損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行い、次に法附則第四条第四項の規定による控除及び法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を順次行う。この場合において、控除する純損失の金額及び控除する雑損失の金額が前年前三年間

附則

(国税犯則取締法第八条第三項の規定によつて臨検、捜索又は差押えをすることができる地方税)

第六十条 法第九十七条、第四百四十四条の五十四又は第七百一条の二十三において準用する国税犯則取締法第八条第三項の規定によつて臨検、捜索又は差押えをすることができる地方税の税目は、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び入湯税とする。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 略

255 略

6 道府県民税の所得割の納税義務者の前年の

所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第三十二条第八項若しくは第九項の規定による控除が行われる場合には、まず同条第二項の規定による所得税法第六十九条の規定の例による控除並びに法第三十二条第八項及び第九項(純損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行い、次に法附則第四条第四項の規定による控除及び法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を順次行う。この場合において、控除する純損失の金額及び控除する雑損失の金額が前年前三年間

の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

7
～
11
略

12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする

第七条の十九 第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	--

13
～
19
略

20 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする

第四十八条の九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第四条第十三项第二号の規定により読み替えて適用される法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む
--------------	--------	--

の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

7
～
11
略

12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする

第七条の十九 第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	--

13
～
19
略

20 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする

第四十八条の九の二第八項	による申告書	による申告書（法附則第四条第十三项第二号の規定により読み替えて適用される法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む
--------------	--------	--

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 略

2～10 略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第七條の十九 第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

12～18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第四十八條の九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 略

2～10 略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	略	略
第七條の十九 第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

12～18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	略	略
第四十八條の九の二第八項	による申告書	による申告書（法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み

替えて適用される法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四條の六 法附則第五條の七第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七條の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四條の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、前年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七條の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の前年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四條の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2 法附則第五條の七第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四條の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四條の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、前年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四條の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の前年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四條の五第

替えて適用される法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四條の六 法附則第五條の七第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七條の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四條の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七條の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四條の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2 法附則第五條の七第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四條の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四條の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四條の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四條の五第

二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

（譲渡割に係る犯則事件の調査及び処分の特例）

第六条の九

譲渡割に関する犯則事件については、当分の間、
第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にかかわらず、間接国税以外の国税に関する犯則事件とみなして、国税通則法施行令第十章の規定を適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の四 略

2及び3 略

4 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内

二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

（譲渡割に係る犯則取締りの特例）

第六条の九

当分の間、譲渡割に関する犯則事件については、
間接国税以外の国税に関する犯則事件とみなして、国税犯則取締法施行規則の規定を適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の四 略

2及び3 略

4 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内

保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）の添付をもつて附則第十八条の二第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

5～8 略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の五 略

2～11 略

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し

（以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）の添付をもつて附則第十八条の二第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

5～8 略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の五 略

2～11 略

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表

の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十九 第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	---

13
25
略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の二の六第十八項において準用する法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
--------------	--------	---

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の六 略

2
15
略

の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七条の十九 第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	---

13
25
略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十八条の九の二第八項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の二の六第十八項において準用する法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
--------------	--------	---

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の六 略

2
15
略

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の十九 第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	---

17
32 略

33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八條の九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の三第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）
--------------	--------	---

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八條の七の二 略

2
7 略

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七條の十九 第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	---

17
32 略

33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十八條の九の二第八項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の三第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）
--------------	--------	---

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八條の七の二 略

2
7 略

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす。

第七條の十九 第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の四の二第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	---

9
16
略

17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八條の 九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の四の二第十項において準用する法第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
------------------	--------	---

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七條の十九 第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の四の二第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
---------------	--------------	---

9
16
略

17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十八條の 九の二第八項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の四の二第十項において準用する法第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
------------------	--------	---

改 正 後	改 正 前
<p>（支給認定に係る政令で定める基準）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。</p>	<p>（支給認定に係る政令で定める基準）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。</p>

附則第七条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四の二 略</p> <p>四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十九条中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、「第三百三十九条」を削り、「第七百七十四条」を「第七百七十七条の二、第七百七十七条の二十四」に改め、「第四百三十七条」の下に、「第四百六十三条の十」を加える。</p> <p>（後略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四の二 略</p> <p>四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項</p>

の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条

の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定、同令附則第三十四条を削る改正規定及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

四の四く十三 略

の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条及び第五十九条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定、同令附則第三十四条を削る改正規定及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

四の四く十三 略